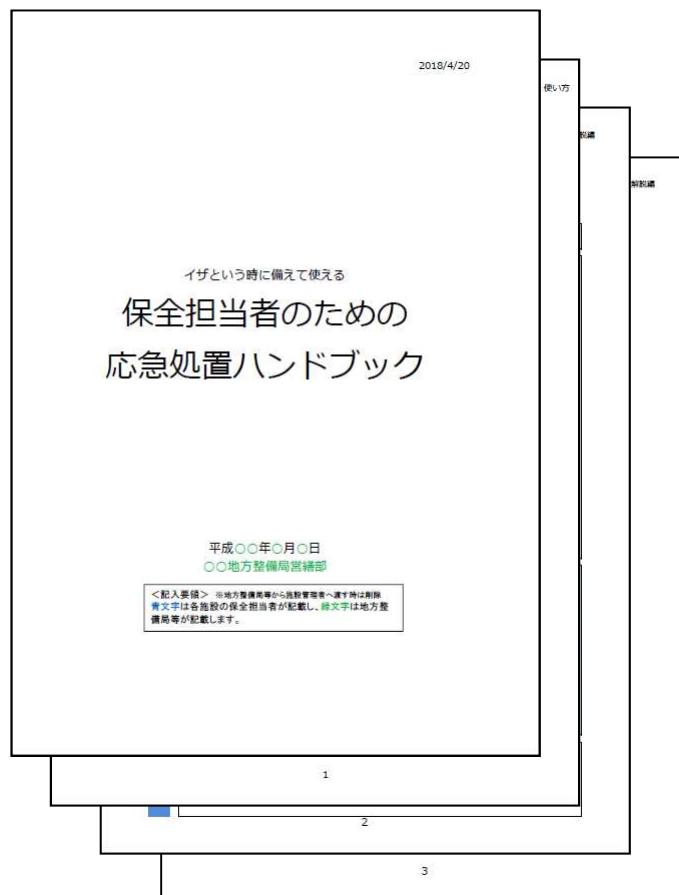


保全担当者のための応急処置ハンドブック

保全担当者のための応急処置ハンドブックとは？

事故・災害の発生直後に、保全担当者が自ら行うことができる想定した事象ごとの一般的な応急処置の方法について、紹介した資料。



目次	
1 ハンドブックの使い方	1 ページ
<解説編>	
2 事象ごとの応急処置	2 ページ
停電 が起きた場合は？	4 ページ
漏水 が起きた場合は？	6 ページ
浸水 が起きた場合は？	8 ページ
断水 が起きた場合は？	10 ページ
落下 が起きた場合は？	12 ページ
3 用語の解説（カテゴリ別）	14 ページ
4 施設概要写真	
建築外部	16 ページ
建築内部	16 ページ
電気設備	17 ページ
機械設備	17 ページ

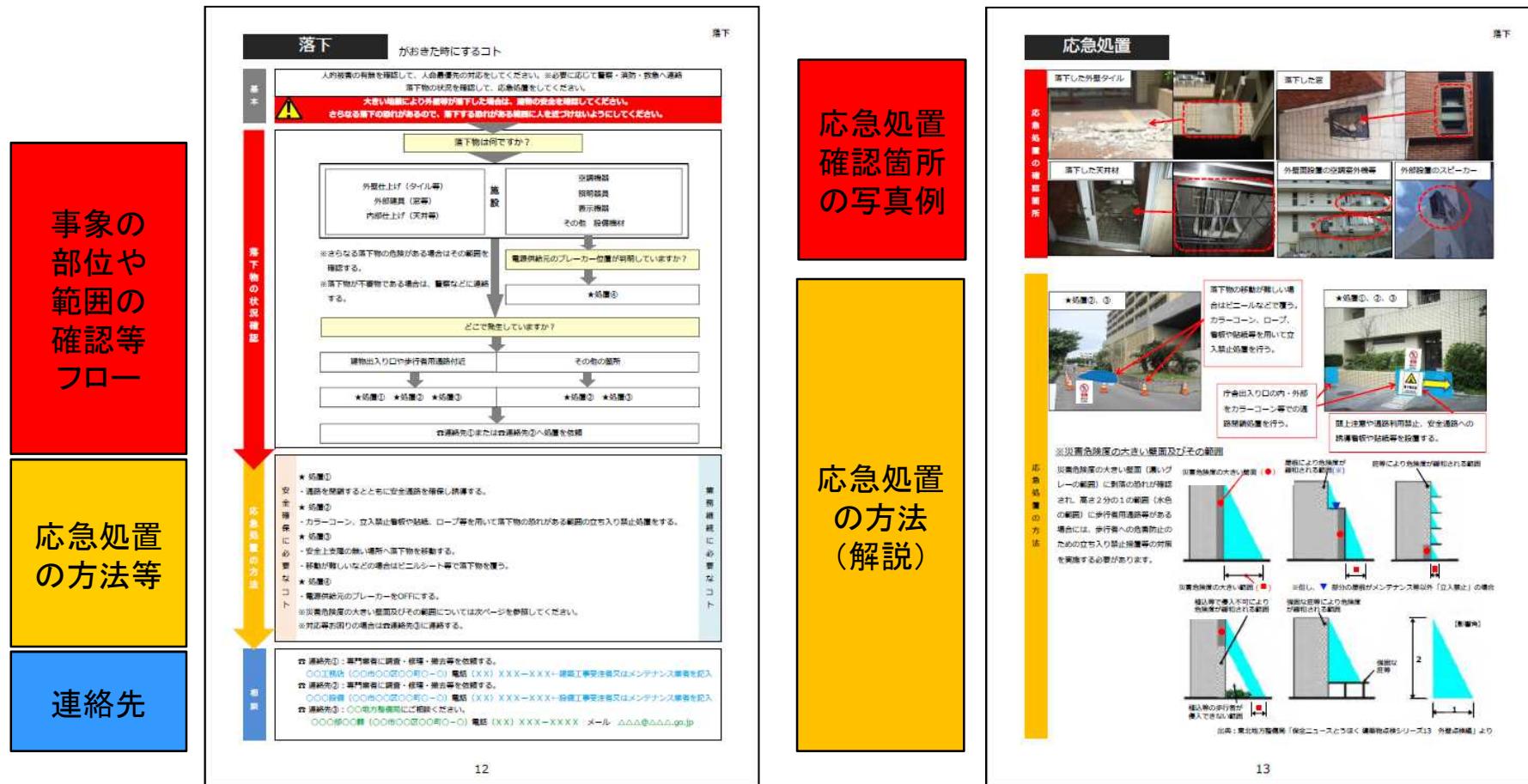
保全担当者のための応急処置ハンドブック



国土交通省

応急処置ハンドブックの使用について

様々な官庁施設をご利用いただけるように、3,000m²程度の標準的・平均的な設備・仕様の庁舎を対象に解説しています。
施設の現況に合わせてカスタマイズして使用して頂くことができます。



保全担当者のための応急処置ハンドブック

連絡先を記載しておきましょう

青字部分に調査・作業・修理依頼などをする際の、専門業者などの連絡先を、予め記入しておきましょう。

相談	<p>連絡先②エレベーター保守業者に連絡する。</p>	電気錠、太陽光発電装置> ・対応等お困りの場合は連絡先③に連絡する。
	<p>連絡先①：電気供給事業者に確認する。 〇〇電力（〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇）電話（XX）XXX-XXXX</p> <p>連絡先②：専門業者に調査・修理を依頼する。 調査依頼先：電気保安委託先（〇〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇）電話（XX）XXX-XXXX 調査依頼先：〇〇エレベーター（〇〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇）電話（XX）XXX-XXXX←メンテナンス業者を記入 修理委託先：〇〇電気工事（〇〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇）電話（XX）XXX-XXXX←工事受注者を記入</p>	

いつでも確認できる所に置いておきましょう

棚の奥にしまって、いざというときにすぐ確認できなければ、意味がありません。
いつでも確認できる所に置いておきましょう。